

●より経済効果のある稼ぐ観光への転換



辻 賢治議員

Q 観光、商工、農業、漁業も含めたトータル産業である観光産業のビジョンを問う。

A 市長

観光は、あらゆる産業と深い関わりがある。地域の資源を生かした生産性の向上や人材育成など、観光産業を取り巻く課題の解決を図りながら、稼ぐ観光産業として成長させる。

Q 稼ぐ観光を目指す上で、地元消費は重要である。総合計画の目標では、2020年度までに消費額120億円とあり、毎年約4億円の上積みが必要。年間140万人の日帰り客の消費額を100円上げる短期設定をするべき。小さなことだが、できることから設定し、積み上げていくことが大事である。考えを問う。

A 文化観光商工部長

提案のとおり、地域経済活性化に有効な手段と捉え、単価を上げる取り組みを進める。

Q 平戸城再築城300周年記念事業「平戸、海のがたり」の来場

者目標値、実績について問う。

A 文化観光商工部長

来場者目標7万人、実績2万3,002人。

Q 目標値が高すぎた。大型の営利を伴うイベントは、自治体主体では限界があった。大いに反省するべし。その経済効果を問う。

A 文化観光商工部長

直接的経済効果6,300万円。市外からの観光客1万4,428人のうち、20%が1,850円の食事などをし、約620万円の効果。

Q 日帰り客の食事をした数値算定の根拠は。

A 文化観光商工部長

推計の数値である。

Q 実勢に沿った検証、また、経済効果を出すための準備態勢ができていなかった。

一方で、来場者から高評価を得たのも事実。今回の反省を踏まえ、今後どう生かすか考えを問う。

A 文化観光商工部長

適切な現状分析のもと、事業効果、達成目標を設定、実行性のある計画を立てる重要性を再認識した。稼ぐ観光へシフトするために、観光業者と連携を図り、観光産業の活性化につなげる。

●国保、介護、後期高齢者制度の現状は



田島 輝美議員

Q 今年度からスタートした国保の単単位化の現状は。

A 市長

国民健康保険制度は、急速な高齢化の進展や医療の高度化により、医療費は年々増加。市町村の格差も大きいことから国の国保に対する財政支援の拡充を図るため都道府県単位化がスタート。国保財政の出と入りを県が管理する。

Q 医療費は県が支払うこととなるが、県に収める納付金(保険税)が収納率の低下、医療費の高騰などにより不足した場合の対処法は。

A 市民生活部長

県に財政安定化基金が設置されており市町が借り入れることとしている。今年度の県に収める納付金は8億2,460万円。

Q 子育て支援の一環として均等割りの未就学児に対する減免の考えは。

A 市長

条例の規定をすれば可能ではあるが、一般財源の負担、被保険者の均等割りの増など減免は難しい。

Q 離島においては十分な介護サービスが受けられないように思われる。第7期の介護保険事業計画では度島に小規模多機能型の施設整備の計画があがっているが、その進捗状況は。

A 福祉部長

民営による入浴可能な通所介護事業所が開設されており、また、高齢者の一時宿泊可能な事業を開始することから施設整備については一時先送りしている。

Q 年々増加する医療費を抑制するには、市民の健康増進を図らなければと考えるが、特定検診や個別検診である人間ドック、脳ドックの受診率の向上に向けた取り組みについて問う。

A 市民生活部長

特定検診受診率は56・7%で県内2位である。個別検診の人間ドック、脳ドックの受診者も増加しているが、目標に達成していない。今後とも保健事業を推進する。

A 市長

受診率の数値を地域で競い合う機運が醸成されれば良い。健康な明るいまちづくりをすることで、それぞれの産業を支え、そして、健康なまち、明るいまちだからこそ、住んでみたくなるまちとなり、人口減少の抑制につながればと思っている。

●特別支援学校北松分教室開設準備事業について



松尾 実議員

Q 平成33年度に佐世保特別支援学校北松分教室小中等部门が本市に設置される予定だが、開校に向けた取り組みの現状と諸問題は。

A 教育次長

田平中学校の特別教室棟の1階全てと2階の一部を特別支援学校の施設として活用する。今年度は、特別教室棟の理科室、パソコン室、家庭科室の撤去および移設工事の実施設計を行い、平成31年度には実施設計を基に特別教室の撤去および移設工事を行う。

Q 対象者の人数は。また、障害のある人全てが利用できるか。

A 教育次長

ここまでする事業として行い、その後、県の事業として平成32年度に特別支援学校の教室棟の施設整備のための改修工事を行い、受け入れ態勢を整え、平成33年度に開設予定

小学校の特別支援学級と特別支援学校小学部に在籍する児童の保護者療育手帳・障害者手帳を持つ未就学児の保護者、平戸療育支援センター

●市民の「食の安全」を求め、種子法廃止の影響は会計年度任用職員制度の対応は



小山田 輔雄議員

Q 種子法は、昭和22年に施行、本法によって、各都道府県は農業試験場で、土地気候に適した優良品種(主に米、麦、大豆)を開発してきた。特に米は100%遺伝子組み換えでないおいしい米を食べることができた。

ところが法の廃止で、日本の大手企業や多国籍企業が独占参入する道を開き、遺伝子組み換え作物や農業を多用する農業への転換が図られようとしている。市民の食の安全性が脅かされ、日本の稲作文化の崩壊につながるが、国民(市民)には、この情報を知らされていない。

A 市長

当面、種子の生産供給体制は維持されるものと認識している。

A 農林水産部長

廃止法案が成立するとき、財源確保や種子の国外流出防止などに努める付帯決議がされている。

確かに報道等で種子法の廃止に伴う懸念として、種子の品質や多様性

の保持、安定的な価格での供給の担保、安全性の確保について意見が出ている。

Q 付帯決議には予算的根拠がない。米国では、化学肥料、農業多用、遺伝子組み換え農作物の普及と並行し、子どもの発達障害、自閉症、肝臓・腸などの病気(ガンなど)が多発した。

日本は、遺伝子組み換え農作物の承認大国(米国197種、中国64種、日本317種)だ。ドイツ、イタリア、フランスなどが使用禁止した殺虫剤ネオニコチノイド残留基準が2千倍に緩和。世界の流れに逆行している。市民に危険性を周知(講演など)する必要があるのではないか。

A 市長

危機感を捉え、農業団体を中心に要請があれば対応する。

A 農林水産部長

食育活動を通じ啓発に努める。

Q 「会計年度任用職員制度」の状況は、現行の賃金・労働条件を最低確保することと考えるか。

A 総務部長

今の待遇をアップし、密度の濃い仕事をしたと考えている。